

会 議 録

件 名	令和2年度 第3回丹波市選挙管理委員会		
日 時	令和2年8月3日	場 所	丹波市役所1階
	午後1時30分～午後3時20分		第1会議室
出席者	金川方子委員長、青木知也委員長職務代理者、青木正文委員、井根廣美委員 田口健吾書記長、田口頼希書記次長、余田憲太書記、西田浩紀書記		
<p>1 開会・・・書記長</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梅雨明けし急に暑くなり、体調管理が難しい時期になった。そのような中、丹波健康福祉事務所管内で7名の方が新型コロナウイルスに感染され、さまざまな情報が飛び交っているが、どれも抽象的すぎてどの情報が正しいのかわからない。 ・選挙も同じで、正確な情報を届けなければいけない。そのためには正しい知識を身に付けておく必要があると改めて感じた。 ・本日は、前回から協議している投票所の移動支援について意見交換を行う。積極的な意見をお願いしたい。 <p>3 協議事項</p> <p>○議案第8号 在外選挙人名簿から抹消する者について 《異議なく原案のとおり決定》</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 丹波市長・丹波市議会議員選挙について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料のとおり説明 ① ポスター掲示場 <委員長> <ul style="list-style-type: none"> ・法定数より下回ることは可能か。 <書記> <ul style="list-style-type: none"> ・可能であるが法定数より減少させた場合、その理由と代替手段の考えをもっておく必要がある。国政及び県政選挙の際は、法定数より減少させる場合、県選挙管理委員会に減少協議書を提出し議決を得なければいけない。市長市議選の場合、その必要はないが、考え方は同じである。 <p>(2) 投票所への移動支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料のとおり説明 <委員> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は市道工事の影響を受ける自治会長からの要望なので、あくまでも今回限りの特例という観点から、公民館に期日前投票所を設置するという考えが良いと考えていた。しかし、11月の市長市議選だけではなく、工事期間中は他にも選挙が執行されること、期日前投票所には費用が発生することなどを考慮して、当日投票所への送迎でも良いと考えている。何らかの支援を行う考えには変わりはないが、慎重な判断が必要である。 <委員長> <ul style="list-style-type: none"> ・要望もあったので支援する方向で検討はしたい。しかし、他の地域との公平性の視点 			

も考慮しなければいけない。日頃、迂回路を利用している方は少ないのか。

<書記>

・通勤で迂回路を利用していた方は少なく、多くの方が通行止めになる道路を利用していたと聞いている。

<書記長>

・地域の力で乗り越えるのも一つの方法ではあるが、投票所まで他人を乗せて慣れない迂回路を運転することに不安を感じているのかもしれない。

<委員>

・選挙期日だけでも通行止めを解除できないのか。片側通行など。

<書記長>

・担当課からは工法的にできないと聞いている。

<委員>

・対象地域の有権者の年齢層はわかるか。

・仮に同じ要望が他の自治会からあった場合、同じように対応できるか疑問に思う。

<書記>

【年齢層を回答】

<委員>

・今回、支援することで他の地域に波及することはないか。

<書記>

・今回は市の道路工事による影響であり、他の地域から要望があってもあくまでも特例と説明する。

・今回、移動支援がどの程度、効果があるか検証できる。試験的に実施してみる機会かもしれない。

<委員>

・6月から工事は開始されたが、遅らせることはできなかったのか。地元の要望があつてこそその工事ではないか。

・今回の選挙だからこそ、移動支援の要望があつたのではないか。他の選挙でも同じことが言えるか。

<書記長>

・短期間で終わる工事ではない。

・他の選挙ではどうなっていたかどうか、その答えはない。

<委員>

・地域の力で乗り越えていただくのが一番良い。他の地域でも投票所まで5キロを越えている地域はある。何とか自治会長を中心に乗り越えていただけないか。ここを支援して他の地域に波及することが心配である。前例がものを言うときになったら困る。

<委員長>

・特例とは言え、その心配はある。

・デマンドタクシーを日曜日に運行できないか。

<委員>

・デマンドタクシーなら平日の期日前投票でも利用できる。高齢者への移動支援で利用料金を市が助成できないか。

<書記>

・助成するなら、特定の地域だけではなく全市的に考えなければいけない。

<書記長>

・今回、考慮されるべき内容は、工事により投票所が遠くなったことである。工事の影響により、投票所まで倍以上の5キロ超になったということが検討材料である。

<委員長>

・考えを整理しておく必要がある。特例があればすべて認めるのではなく、今回は、工事による影響を受けた特例であり、何らかの支援は必要と考える。

<委員・書記>

・その観点からすれば、試験的に実施するというのは間違っている。

<委員長>

・投票所までの移動支援、期日前投票所の設置、それ以外などどのような支援が必要か。

<書記長>

・県の見解は、「幅広く選挙人に投票の機会を与えるという趣旨のもと、地域の事情を考慮して積極的に実施されたい」である。過去は公平性の視点が重視されていたが、考え方は変わってきている。

<書記>

・全国的にみても移動支援は、山間部の地域などで多く実施されている。当市の投票区数、期日前投票所の設置状況等からすれば、直ちに移動支援が必要な市とは考えにくい。

<委員>

・工事期間中、日常生活はどうされているのか。迂回路を使用せず生活できるか疑問に感じる。

<委員長>

・それも含めて支援するという考えである。方法をどうするか議論したい。

<書記長>

・今回、何らかの支援を実施すれば、その効果を検証できる。そういう意味では試験的とは言える。

<委員>

・期日前投票所の経費を削減できないか。

<書記>

・投票管理者、投票立会人は公職選挙法に基づき選任する。投票管理者としての職務もあるので、報酬は支給しなければいけない。

・会場使用料も支払う必要があると考える。

<委員長>

・期日前投票所の設置となれば、事務従事者も必要になる。総合的に考えて、当日投票所までの送迎ではどうか。

<委員>

・当日投票所までの送迎でよいと考える。仮に送迎を利用しない方がいてもやむを得ない。

<書記>

・当日投票所までの送迎は、法の原則の投票日当日投票所投票主義を重んじた支援である。

・期日前投票所の設置は、選挙人の便宜を図ったという支援である。

<委員>

・期日前投票所の設置の方が手厚いということになる。

<委員>

・期日前投票所の設置は、手厚すぎると感じる。当日投票所までの送迎とし、事前申し込み制にすれば、負担も減るのではないか。午前と午後1回ずつでよいのでは。

<書記>

・仮に当日投票所まで送迎するという結論にすれば、自治会長と細かく調整することはできる。

<委員長>

・手厚くしようと思えばいくらでも手厚くできる。今回、初めての取り組みとなるが当日投票所までの移動支援で調整を進めていくことに異論はないか。

<書記長>

・委員会として、より選挙人の便宜が図れる方法を採用しなかった理由をどうするか。

<委員長>

・比較するものではないが、より手厚い方法は期日前投票所の設置である。しかし、移動支援を実施したことがない中、正直、どの方法が正しいのかわからない部分はある。委員会としては、あくまでも選挙人の当日投票を重んじて、その部分について支援を行うという考えはいかがか。

<委員>

・当日投票への支援でよいのではないか。公職選挙法の原則を支援する。地域の事情を考慮し始めたらきりが無い。

<書記長>

・どちらが正しいか答えはなく、他の自治体を実施しているから正解でもない。あくまでも地域の事情に応じて検討されるものである。

・今回、その地域の事情に工事を対象に考えるかどうか。

<書記長>

・選挙人のことを考えれば、期日前投票所の設置の方がよい。それを実施しない考え方の整理は必要である。

<委員長>

・工事期間中、3つの選挙の執行は確実である。3回支援をしなければいけないのか。

<書記長>

・支援方法はその都度、見直すべきである。同じ方法を3回実施する必要はなく、結果を検証し、方法は再考していくべきである。

・工事期間は約1年半である。期間中は迂回路を利用して生活しなければならず、選挙期日のことだけを考えれば、支援自体に疑問は残る。選挙の時だけ、選挙人の便宜を図るという説明は、少し苦しい面もある。

・移動支援として期日前投票所を設置する場合の直接的な法的根拠はない。あえて法的根拠とするならば、法第48条の2第7項の「選挙人の投票の便宜のために必要な措置を講じる」になる。つまり法は、あくまでも投票日当日投票所投票主義を原則としている。

<委員長>

・法の原則を重んじて、当日投票所への送迎で支援する。その結果を検証して、工事期間中の次回選挙の支援方法を検討する。

<委員>

・その考えでよい。どの程度利用されるのかわからない中、いきなり手厚くする必要はない。利用者数等の結果をみて、継続的に検討していく。法の原則を重視する。

<書記長>

・委員会として本日、決定でよいか。

<委員長>

・方向性はこれでよい。当日投票所までの送迎回数等は、今後、自治会長と調整が必要と考える。

<書記長>

・考え方を整理し、自治会長と調整を行う。その結果を次回、委員会で報告し、今回の移動支援について決定としてはどうか。

<委員長>

- ・その方向で調整を進めていただきたい。

(3) 個人演説会等が開催できる施設について

- ・資料のとおり説明

(4) 主権者教育（選挙出前授業）について

- ・資料のとおり説明

5 今後の日程・・・次第のとおり説明

《意見等なし》

6 閉 会・・・委員長職務代理者

○ 傍聴人の数・・・0人